

2012 TOYOTA SL カートミーティング

幸田シリーズ

特別規則書 (草案)

本大会は、F I Aの国際モータースポーツ競技規則と国際カート競技規則及び、それに準拠した JAF 国内カート競技規則とその付則、並びに本大会特別規則書及び、SL カートミーティング規則書、並びに ROTAX MAX Challenge Technical Regulations 2012MAX に従って開催される。

第1章 大会開催に関する事項

1 大会名称、開催日、場所及び主催者

- ① 会名称 2012 TOYOTA SL カートミーティング 幸田シリーズ
J A F 公認番号

② 開催日

第1戦	第2戦	第3戦	第4戦	第5戦	第6戦	第7戦
3月4日	4月15日	5月27日	7月22日	9月16日	11月18日	12月16日

② 開催クラス

YAMAHA TIA	FD OPEN	YAMAHA SS	YZ85
MAX Cadet			

クローズド

- ※ FD-OPEN・YZ85 クラスはSL 規定ではないので、2012年 SL 全国大会には参加できません
※ MAX Cadet クラスにはRMC-JP ポイントが入ります。

制限付

DD2	125CELL OPEN(Masters)
-----	-----------------------

第6戦、第7戦

JuniorMAX	ROTAX MAXChallenge
-----------	--------------------

準国内

第1戦～第5戦

JuniorMAX	ROTAX MAXChallenge
-----------	--------------------

- ④開催場所 幸田サーキット YRP 桐山

- ⑤主催者 TKR 〒444-0113 愛知県額田郡幸田町大字菱池字地藏堂3番地
レーシングサービスコンドウ内 TEL 0564-63-0840 FAX 0564-63-1184

2 大会組織委員会及び審査委員会

公式通知にて示す

3 大会競技役員

公式通知にて示す

4 大会事務局

- ①事務局所在地 主催者に同じ
②当日の事務局所在地 開催場所に同じ

5 競技の種目

- ①種目 スプリントレース

6 公式通知に関する規定

本規則書に記載されていない競技運営に関する実施細目及び、エントラント、ドライバーに対する指示事項

は、公式通知によって表示される。公示の方法は、開催場所の事務局設置場所に表示致します。

7 延期、中止及び変更に関する事項

「JAF カート競技会組織に関する規定」第1章の第6条に基づき、主催者は大会審査委員会の承諾を得て、大会の一部あるいは全部を延期、中止することができる。イベントの全部を中止あるいは24時間以上延期する場合は、全額返還される。ただし、保険料及び幸田サーキット共済金は返還されない。更に、エントラント及びドライバーは、これによって生じる損失については、主催者に抗議する権利を保有しない。

第2章 競技会参加に関する事項

1 エントリーの資格

① クローズド

SL 規定のエントリー資格に準ずる者で、2012 の S L メンバーズカード及び S L メンバーズブックを所持している者。YZ85・MAX Cadet・FD OPEN は、2012 年 S L メンバーズカード又は、2012 年 JAF 国内カートドライバーライセンス所持している者。

② 制限付・準国内

2012 年 JAF 国内カートドライバーライセンス所持している者。

③ 参加年齢は、幸田シリーズ車両規定に順ずる。

④ MAXCadet クラスの参加年齢は小学1年生も参加できるが、その場合エントラントの推薦を必要とし主催者が認めた者に限り参加できる。

2 エントリーの受付

① 受付期間は大会開催1ヵ月前より7日前まで。参加申込書に必要事項を記入及び捺印し、エントリーフィー及び保険料と共に主催者へ持参または、郵送すること。郵送の場合は、4日前着まで受け付けます。または振込みでも可ですが、エントリー用紙は事前に FAX またはメールで大会事務局まで送る事、その場合エントリーのキャンセルは出来ません。

② エントリー締切後エントリーを受付ける場合もあるが、ペナルティーとして2,000円をエントリー代と別に請求する。

③ 受付場所は大会事務局

3 エントリーフィー

11,000円

YAMAHA TIA	FD OPEN	YAMAHA SS	YZ85
MAX Cadet			

12,000円

JuniorMAX	125CELL OPEN(Masters	ROTAX MAX Challenge	DD2
-----------	----------------------	---------------------	-----

① ピットクルー登録料（保険料込）は

② 1名1,000円で2名まで登録可能。

③ AMB製マイポンドラーを使用しないで、自動計測器（トランスポンドラー）を借りる場合は、エントリーフィーが1,000円増額される。

4 エントリーの受理と拒否

① 主催者は理由を示す事なくエントリーを拒否する事ができ、かつその行為をもって最終の決定とする。この場合はエントリーフィー及び保険料は、全額返還される。

② エントリーの正式受理後の参加取消した者に対しては、参加料は返還しない。

5 保険

- ① 保険は国内カート競技規則第11章に基づき、競技参加者（ドライバー、ピット要員等）は、オーガナイザーが付保する保険（ヤマハ催時保険）を含め、ドライバーに対しては総額1,000万円以上、ピット要員に対しては500万円以上の有効な保険に加入しなければならない。
その場合、スポーツ安全保険加入となるSLO安全協力を推奨する。
- ② SLO安全協力会（スポーツ安全保険）の概要は、2012年SLRバーズブックに記載してあります。
- ③ 制限付、準国内クラスは、SLO安全協力会（スポーツ安全保険）に加入しなければならない。
クローズドクラスの方も、SLO安全協力会（スポーツ安全保険）に加入されるのが、望ましい。

6 シャーシ、エンジン及びタイヤの登録

シャーシ : 1台
 エンジン : 2基
 タイヤ : ドライ1セット ・ レイン1セット

第3章 エンジンおよびカートに関する事項

1 参加車両

- ① 2012年JAF国内カート競技規則ならびに、車両規定、2012年SLカートミーティング規則書ならびに、車両規定及び、本特別規則書に準拠するものとする。
- ② 全クラスにRプロテクションの装着を義務づける。
- ③ ゼッケンナンバーは、主催者より配布されたゼッケンナンバーを、装着する事を義務づける。ゼッケンは、前後左右4ヶ所に分かりやすく装着する事。配布されるゼッケンナンバーは下地が白でナンバーの色はクラスによって違います。
各自で用意する場合は、見やすい字体、大きさと車検で通ったものに限り、許可をする。

クラス	ゼッケンナンバーの色
YAMAHA TIA(FD-OPEN)	青
YAMAHA SS	黒
YZ85	赤
MAX Cadet	赤
Junior MAX	青
125CELL OPEN(Masters)	緑
RMC	黒
DD2	緑

- ④ 2011年度シリーズランキング1位から3位のドライバーは、1年間固定ナンバーとし、4番からのゼッケンは毎回参加の方は、初回のゼッケンが固定ナンバーになり、参加されなかった回に新しい方が参加されると、次回参加の時に、ゼッケンが変わる場合もある。
- ⑤ AMB製マイポonderの使用については、エントリー用紙にマイポonderのナンバーを記載し、ポonderの管理は、全て参加者が行う事。AMB製マイポonder使用でタイム計測が出来ない場合は、参加者の責任になる。
- ⑥ 主催者が貸し出した自動計測器（トランスポonder）を故障、破損などした場合は、その代償を主催者に支払うこと。
- ⑦ 車載カメラは主催者に『車載カメラ搭載の許可書』を提出して受理された方のみ、使用を許可する。
- ⑧ YAMAHA ピストンは旧、新どちらも使用できる。但し、旧のピストンに新のピストンピンの組合せの使用は出来ない。
- ⑨ ROTAX MAX 125FR エンジンの排気バルブセンサー（データーロガ）の使用を禁止する。
- ⑩ 125CELL OPEN (Masters) クラスのフロントブレーキ装着は許可する。
- ⑪ MAXCadet クラスはギア比をイコールにする。
ギア比 : 4.93 F15T-R74T、 F16T-R79T

第4章 競技に関する事項

1 ドライバーの服装

- ① ヘルメットはフェイスカイク でなければならない。C I K公認カートヘルメットの使用が推奨される。
- ② レーシングスーツは、全てのJ A F公認競技会において、J A F公認レーシングカートスーツまたはC I K/F I A (F M K) 公認レーシングカートスーツの着用が義務づけられる。
- ③ グローブは手首まで完全に覆おうもので皮製の物の使用が望ましい。
- ④ シューズは、足首まで完全に包むもので、ペダル操作に支障をきたさないもの。
- ⑤ 小学生はプロテクターベスト及び、ネックガードの装着を義務づける。中学生以上は装備を推奨する。

2 ドライバーズミーティング

参加者は「ドライバーズミーティング」に参加する事が義務であり、参加しない場合は、ペナルティの対象になる。

3 公式練習

- ① 公式練習は全員参加しなければならない。但し、ピットアウトし、スタートラインを通過する前に本コースで停止した場合も、公式練習に参加したものと認められる。
- ② 公式練習に参加しなかったドライバーはペナルティの対象になる。

4 タイムトライアル

- ① 全てのドライバーは、タイムトライアルに参加しなければならない。タイムトライアルに参加しない場合はタイムトライアル失格とし、予選ヒート最後尾スタートとなる。
- ② タイムトライアルに参加しなかったドライバーが複数いた場合は、ゼッケン順になる。
- ③ タイムトライアルは5分間とし、ベストタイム方式とする。ドライバーは時間内自由にコースインする事ができる。ピットインした者はタイムアタック終了とする。
- ④ その他の方法で行う場合は、公式通知によって示す。

5 レースの方法

- ① レースは、予選1ヒート、決勝1ヒートとし、決勝ヒートの結果により最終順位を決定する。
- ② 参加台数が30台を越えた場合、グループ分けして上位の者は決勝ヒートに出場できる。
- ③ スタートをバックストレートで行う場合もある。
- ④ レース成立台数は公式練習時、出走5台以上とする。
- ⑤ 性能が近似したクラスが混走となる場合がある。但し、賞典はクラス別とする
- ⑥ その他の方法で行う場合は、公式通知で示す。

6 レース周回数

- ① 公式通知によって示されます。

7 スタート

- ① S Lカートミーティング規則書ならびに、本特別規則書に準拠するものとする。
- ② スタートはローリングスタートとする。Y Z 8 5クラスはスタンディングスタートとする。
- ③ **スタートをシグナルで行う場合もある。**
- ④ ローリング中、各ドライバーは主催者が定める区間での追い越し、及び割り込みは禁止される。これに違反した者は、ペナルティの対象になる。
- ⑤ ローリング中に停止した場合、全車両が通過するまでは再スタートを試みてはならない。隊列の前から自分のグリットに戻ってはならない。この場合にはドライバーに黒旗が振られ、レースから失格になる。停止することなく、大幅に隊列から遅れたドライバーも同様に隊列の最後尾につき自分のグリットに戻ってはならない。その場合は、該当ドライバーに対して白地に赤色の×印の表示版で示す場合がある。
- ⑥ ポジションに再度つくため、レースに使用されるコース以外を走行することは禁止する。
- ⑦ スタートフラッグが振られても、自分のカートがスタートラインを超えるまで、追越し及びはみ出しは禁止する。

8 信号旗

「J A F国内カート競技規則」カート競技運営に関する規則第3章に従う。

9 給油

レース中の給油は禁止する。

10 レース終了

予選ヒート及び、決勝ヒートの着順1位のドライバーがフィニッシュラインを通過後2分経過した時点で終了となる。

11 完走

レースの着順の物がフィニッシュラインを通過後、2分以内にカートが自力で同ラインを通過して規定周回数の2分の1以上走行した人。

12 順位の決定

- ① レースの順位は次の順序により、周回数の多い順に決定される。
 - a チェッカーを受けた完走者（規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けたドライバー）
 - b チェッカーを受けてない完走者（規定周回数の1/2以上を完了したが、チェッカーを受けなかったドライバー）
- ② 同周回数の場合は、その周回を先に完了（フィニッシュライン通過）したドライバーを優先する。

13 車両保管及び再車検

- ① レース終了後、全車車両保管を行う場合もある。
- ② 車両保管の時間は、レース終了後30分以上とし、所定の場所で行われる。
- ③ 車検長はスタートした全ての車両に対し、検査を行う権限を持ち、車検長より検査の指示があった場合は、ドライバーもしくはそのピットクルーが責任をもって車両の分解及び組立を、行わなければならない。ただし、エントラント、ドライバー及びピットクルー以外は検査に立ち会うことはできない。
- ④ 本条項の検査に応じない場合は失格とする。
- ⑤ 上記条項の違反者に対しては、大会審査委員会の決定するペナルティーが課せられる。

14 ピットおよびパドック内におけるルール

- ① ピット内及びピット前作業エリアで作業出来るのは、当該クラスに出場しているドライバーと登録されたピットクルーのみとする。
- ② ピットクルーの行為については、「JAF 国内カート競技規則」競技会参加に関する規則第18条に基づくが、レース中における場合は、ドライバーの直接総括の責任があるものとする。ピットクルーによる規則の違反で、当該ドライバーに対し黒旗を掲示することがある。
- ③ ピットにおいて火気及び発火物の使用は禁止する。
- ④ エンジン暖気の為のエンジン始動は、指定された場所で行う事。

第5章 抗議に関する事項

「JAF 国内カート競技規則」第13章に基づき、書面にて抗議料を添付の上、エントラントより競技長を経由して大会審査委員会に提出するものとする。

1 抗議料

- ① 競技に関する抗議 : 当該ヒートの暫定結果発表後30分以内。
- ② 車両に関する抗議 : 自己のカート車検終了15分以内。
- ③ 抗議料: 20, 300円

第6章 成績及び賞典に関する事項

1 成績決定及び賞典

- ① 決勝ヒートの順位により決定する。
- ② トロフィー 各クラス1位～5位
- ③ 副賞 //
- (但し、参加台数により賞典が制限される場合がある。)
- ④ シリーズ成立は4戦以上とする。
- ⑤ シリーズポイントはSL規定に準ずる。但し、規定周回数の1/2以上を完了し、チェッカーを受けたドライバーのみポイントが与えられる。
- ⑥ 各クラスの最終戦はタイムトライアルの結果も、通常の半分のポイントが加算される。
- ⑦ シリーズ賞 1位～3位 (参加台数により変更する場合がある。)

- ⑧ シリーズ賞の対象は、年間参加台数、延べ30台以上のクラスとする
- ⑨ シリーズ第1戦（3月4日）はプレファイナルの結果も上位6台にポイントが加算される。

第7章 広告に関する事項

1 広告について

- ① ナンバープレートに広告を表示することは認められない。
- ② 広告については公式車検時に取付けるものとする。
- ③ 主催者は次のものに対して抹消する権限を有し、かつドライバーはこれを拒否することはできない。
 - a 公序良俗に反するもの。
 - b 政治・宗教に関連したもの。

第8章 ペナルティーに関する事項

1 ペナルティーについて

- ① コースを外れてショートカットした者。
- ② 走行中の反則または、妨害行為をした者。
- ③ ドライバーサインを怠った者。
- ④ ゼッケンナンバーの装着義務違反者。
- ⑤ 本大会の違反に対するペナルティーは、競技長が大会審査委員会に諮って審査委員長によって決定される。
- ⑥ 大会審査委員会は状況に応じて、ペナルティーを軽減したり、強化したりすることができる。

第9章 その他の一般事項

1 損害の補償

- ① 参加者は参加車両及び、その付属品ならびにコースの施設、機材、器具（計測器及びケースも含む）に対する損害責任を負うものとする。
- ② エントラント、ドライバー、ピットクルーはコースの所有者、主催者及び大会役員が一切の損害補償の責任を免除されていることを了解していなければならない。

2 主催者の権限

- ① 参加申込みの受付に際して、その理由を示すことなくエントラント、ドライバー、ピットクルーを選択あるいは拒否することができる。
- ② 大会スポンサーの広告を、参加車両に貼付させることができる。
- ③ やむを得ざる理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったドライバーの氏名登録、または変更について許可することができる。
- ④ 全ての参加者、ドライバー、ピットクルー及びその参加車両の音声、写真、映像など報道、放送、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用することができる。